

令和8年度県内自動車関連中小企業等マッチング支援等業務委託 業務仕様書

1 目的

物価高騰や国際情勢の不透明感が続く中、自動車産業においてはサプライチェーンの見直しや自動車以外の異分野との連携等が進んでおり、県内自動車関連企業等においても、新たな協業関係の構築が求められている。

こうした中で、企業の販路開拓の取組を成果につなげるためには、単なる商談機会の提供だけではなく、自らの提案力を向上することが重要となる。しかし、独自に自社技術を分析し、協業先となり得る企業のニーズや異分野の業種における商慣習等を把握することができる企業は多くなく、業界に精通した専門家による伴走支援等が必要となる。

本事業は、県内自動車関連産業の競争力を維持・強化するため、自動車分野等の展示商談会や大規模展示会等を契機として、新たな取引先との関係構築や既存の取引先との協業強化に向けた支援等を行うことを目的とする。

2 業務名称

令和8年度県内自動車関連中小企業等マッチング支援等業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

① マッチング支援等の実施

ア 大企業等における展示商談会の企画・運営及び出展企業に対する支援

- ・ 県内自動車関連中小企業等（以下「県内企業」という。）を出展企業として、(i) 完成車メーカー又は大手自動車部品関連企業（Tier 1等）における展示商談会※と、(ii) 農業機械や建設機械など県内企業とのマッチングが見込める成長産業分野（ヘルスケア産業を除く。）の大企業等における展示商談会を、各1回以上企画・運営すること。運営にあたっては、会場の確保、展示用資材の借上げ・運送、来場者用パンフレットや社名板等の制作、前日及び当日の会場設営・撤去、来場者に配布する粗品の調達、当日の受付等、必要な一切の業務を行うこと。

※令和7年度はジヤトコ株式会社にて実施（場所：静岡県富士市、期間：令和7年11月5日、出展企業数：20社）

- ・ 展示商談会を実施する企業（以下「商談会実施企業」という。）は受託者が提案することとし、三重県と協議の上、決定するものとする。
- ・ 商談会実施企業との連絡調整、募集案内の作成、出展企業の募集、当日の運営等を行うこと。なお、出展企業の募集については三重県と協議の上、実施すること。
- ・ 出展企業に対しては、事前に自社の技術や工法等を提案するためのPRシートの作成支援等を行うとともに、事後も商談会実施企業との成約に向けたフォローアップ等の支援を行うこと。
- ・ (ii)の成長産業分野の大企業等における展示商談会については、実施に先立ち、当該分野に精通した専門家により、出展企業に対して、当該分野において求められる技術やサービス、自動車産業との商習慣等の違い、業界の最新動向等について解説を行うこと。加えて、当該商談会実施企業の工場見学会を開催すること。

イ 大型展示会における三重県ブース出展企業に対する支援

- ・首都圏等で開催される大型展示会※において三重県が設置する共同出展ブースに出展する県内企業に対し、事前にマッチング先の希望等の聴取、PR方法の指導、来場者向けパンフレット（チラシ）の作成等、会期中にマッチング候補先企業の三重県ブース招致、商談への立ち合い等、事後に成約に向けたフォローアップ等）の支援を行うこと。

※令和7年度は「オートモーティブワールド 2026」に出展（場所：東京都江東区 東京ビッグサイト、期間：令和8年1月21日～23日、出展企業数：8社）

- ・出展企業については、本委託業務とは別途、三重県が公募を行う予定である。

ウ その他伴走支援等

- ・ア及びイの出展企業に対しては、当該企業の希望や技術的特長等に応じて、商談会実施企業及び大型展示会に招致する企業以外の企業とのマッチング支援も積極的に行うこと。
- ・ア及びイの出展企業以外にも、三重県が本事業とは別途実施する関連事業への参加企業をはじめ、マッチング支援を希望する県内企業を対象に、個別相談や伴走支援を実施すること。

（参考）令和7年度の主な関連事業の実績

技術展示会 in デンソー大安製作所 出展企業数：7社

試作・開発補助金 採択企業数：8社

ミカタ三重サテライトを通じたミカタプロジェクト申請企業：6社

※全ての参加企業等を支援するものではなく、これらのうちマッチング支援を希望する企業について支援するものとする。

- ・ア及びイの出展企業をはじめとする県内企業を対象に、自動車産業の最新動向等に関する講演会を開催すること。
- ・その他、県内企業による新たな取引先との関係構築や既存の取引先との協業強化を支援するため効果的な企画があれば提案すること。

②支援体制の構築等

- ・10名以上のアドバイザーによる支援体制を構築し、複数のアドバイザーが連携して支援を行うこと。
- ・アドバイザーは自動車産業をはじめとする各業界に精通した専門家を充てること。
- ・支援の進捗状況については、随時、三重県に情報共有を行うこと。

③成果目標

- ・支援回数 100回程度※1
- ・企業訪問 15社程度※2
- ・マッチング件数 9件程度※3

※1 個別相談（概ね1時間以上）、PRシート作成指導、成約に向けたフォローアップ、企業からの依頼に基づくニーズ調査とりまとめ等の具体的な支援回数。ただし、単なる業務連絡は除く。

※2 県内企業を直接訪問して行う個別相談の回数

※3 取引実績のない企業（これまでの取引実績とは別の事業分野である場合は別の企業とみなす）と見積依頼やサンプル・試作品の提供等、取引に向け両社が具体的なやり取りを行うこと。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意の上、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

①提出するもの

- ・報告書 2部（ワードまたはエクセル、パワーポイントで作成したもの）
- ・報告書等電子データ 1式（報告書、報告書概要版及び各種資料、議事録等の電子データを納品すること）

②提出期限

- ・成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに納品すること。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議の上、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議の上、実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課成長産業・ライフイノベーション班 担当：服部、藤村

電話：059-224-3113 電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp